

令和3年度

## 監査結果に基づく措置

監査結果に基づき講じられた措置について、次のとおり通知がありました。

### 磐田市監査委員

< 定期監査 >

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>(令和3年度第1回報告分)</p> <p>令和3年1月</p> <p>○教育部 教育総務課</p> <p>放課後児童クラブとして使用している建物について、建物台帳を作成していないもの、校舎部分と重複して建物台帳を作成しているものがあり、複数年度にわたり財産に関する調書に正しく記載されていない状態であった。また、建物損害共済に加入していないものが見受けられた。</p> <p>公有財産の確認を徹底し状況を正確に把握するとともに、公有財産台帳への反映や建物損害共済加入など適正に管理されたい。</p>	<p><b>【令和3年2月3日通知受領】</b></p> <p>今回の指摘事項の原因は、児童クラブの増設や配置変更に伴う事務手続きを怠ったこと、課内の情報共有がされていなかったことにあります。</p> <p>指摘を受けた即日に建物台帳等の再確認を行い、必要な手続きを行いました。</p> <p>今後は課内で情報を共有し、変更の都度、事務手続きを行い、適切な管理運営に努めます。</p>